

亀田郷中期計画2011と財政5力年計画

およそ10年を見据えた亀田郷中期計画2011も3年目を迎えました。平成25年度は計画の根幹となる財政5力年計画を中心に検討を進めましたので報告します。

【亀田郷中期計画2011】

平成25年度は事務局会議（課長会議）を月1回のペースで13回、組織財務担当理事会議・事業維持管理担当理事会議・合同会議をそれぞれ2回と工区長会議1回を開催しました。組織財務は出張所廃止関連や役員選挙規程、事業維持管理は土地改良施設更新計画、共通路線の草刈り、地元負担金に対する助成制度の検討を行いました。

併せて、賦課の定義と地目と用途を整理し、平成25年度から新しい基準での賦課徴収を行っております。

また、平行して平成26年度から平成30年度の財政5力年計画で、事業計画や運営費を検討し、賦課計画や基金残高の推移を策定しました。

なお、今年2月の理事改選に伴い、4月20日理事会で中期計画担当理事の構成を決定しましたので報告します。

- 総括 鈴木昭博副理事長
- 組織財務担当 三浦澄郎総務部会長、田中敏明副総務部会長、佐藤一理事、伊田政一理事
- 事業維持管理担当 榎並弥事業部会長、渡辺六三副事業部会長、齋藤博文理事

【財政5力年計画 (H26~H30)】

1. 農地転用と賦課面積の推移

過去5力年の農地転用の実績から一般転用で、郷内全体で毎年9.3ヘクタールの農地転用があると推定しました。大型転用は、平成30年度の鳥屋野潟南部開発住居ゾーン(38.1ヘクタール)のみを計上しました。各年度の農地面積は表1の通りです。

2. 支出計画

経常経費は、平成28年度の出張所廃止による経費削減とそれに合わせた職員数の見直しを行い、将来的に40人体制とする方向で、人件費を削減しました。また業務OA更新や事務所修繕経費は極力抑えました。

維持管理費は、揚排水機場の電気料及び燃料調整額の値上げを加味して、平成26年度から大幅な増額となりました。

事業費では、老朽化した施設の更新計画に基づき県営・団体営事業を計画しました。また県営事業の地元負担金を借入で対応することとし、償還計画を作成しました。

3. 収入計画

賦課金以外の収入は、国県からの補助金と新潟市からの負担金・助成金などの制度財源と、各種基金などの自己財源です。不用道水路の払い下げが減り、一方では事業負担金など支出が増え、共通基金の残高が少なくなる中で、基金充当の見直しと、賃貸収入を維持管理費だけでなく負債償還に充当しました。

また、太陽光発電施設の売電収入を、維持管理費に充当しました。

4. 賦課計画と分析

賦課金は、平成26年度が11,754円、その後27、28、29年度が12,500円程度、30年度が13,500円ほどになります。これは前回計画平均15,662円に対して経常経費の削減により大きく下がっています。

しかしながら、目標とする賦課金1万円/10aには届いていません。今後の予算編成にあたっては、5力年計画を参考に中期計画を確実に前に進め支出内容を精査し、目標達成に向け努力していきます。また、収支のバランスを図りながら、基金に依存しない財源構成に努めて行きます。

各年度の農地面積 (表1) (単位: ha)

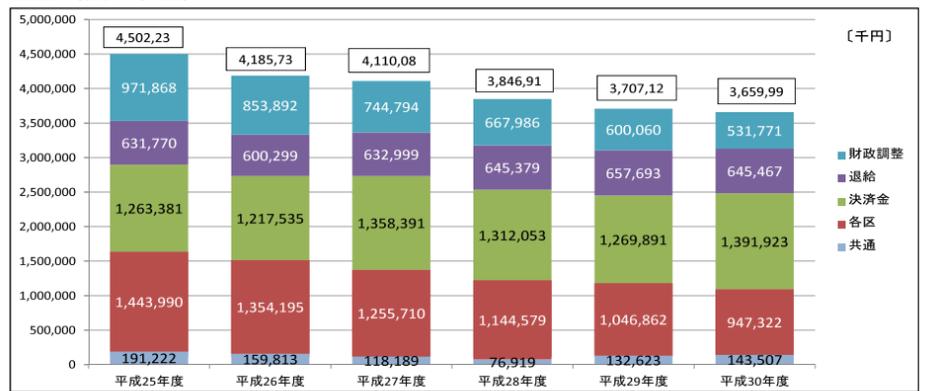
年度	田	畑	計
26年度	3,778.0	513.3	4,291.3
27年度	3,772.9	509.1	4,282.0
28年度	3,767.8	504.9	4,272.7
29年度	3,762.7	500.7	4,263.4
30年度	3,757.6	496.5	4,254.1

財政5力年計画 予算分析 (表2)

区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)
経常費	685,659	41.6%	17,544	686,521	46.8%	17,574	650,458	49.3%	16,678
(退職金)	(11,648)			(43,965)			(20)		
財産費	19,853	1.3%	507	27,393	1.9%	701	27,724	2.1%	711
維持管理費	286,652	17.4%	7,335	317,427	21.7%	8,126	296,436	22.4%	7,601
事業費	117,137	7.1%	2,998	86,238	5.9%	2,208	136,800	10.3%	3,508
県営分担当	53,063	3.2%	1,358	67,218	4.6%	1,721	85,111	6.4%	2,182
県営附帯	2,000	0.1%	51	2,000	0.1%	51	2,000	0.2%	51
受託費	445,655	27.0%	11,403	272,770	18.6%	6,983	106,669	8.1%	2,735
負債償還	20	0.0%	0	3,033	0.2%	78	6,385	0.5%	164
繰出金	38,306	2.3%	980	3,000	0.2%	77	8,650	0.7%	222
小計	1,648,345	100.0%	42,176	11,889	100.0%	37,518	1,320,233	100.0%	33,850
収入	△15,218			△389					
計	1,633,127			11,500					

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)	支出予算(千円)	割合	10a当たり(円)
経常費	620,509	45.6%	15,935	599,634	42.1%	15,423	645,435	45.5%	16,628
(退職金)	(20)			(20)			(41,235)		
財産費	27,729	2.1%	712	121,254	8.5%	3,119	72,555	5.1%	1,869
維持管理費	300,892	22.1%	7,727	305,530	21.5%	7,859	292,174	20.6%	7,527
事業費	141,550	10.4%	3,635	108,550	7.6%	2,792	123,000	8.7%	3,169
県営分担当	139,161	10.2%	3,574	154,161	10.8%	3,965	147,361	10.4%	3,796
県営附帯	2,000	0.2%	51	2,000	0.1%	51	2,000	0.1%	52
受託費	107,647	7.9%	2,764	107,606	7.5%	2,768	107,606	7.6%	2,772
負債償還	11,729	0.9%	301	17,970	1.3%	462	25,128	1.8%	647
繰出金	8,600	0.6%	221	8,600	0.6%	221	3,000	0.2%	77
小計	1,359,817	100.0%	34,921	1,425,305	100.0%	36,660	1,418,259	100.0%	36,537
収入									
計									

基金の推移 (表3)



土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知の手続きについて(農地法第3条)

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されておりますので、手続を怠りますと、農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることとなります。農地を移動させた場合、速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

農地の転用について(農地法第4条・第5条)

ご自分の農地をご自分で転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

決済金について

農地を転用する場合、決済金を納めていただきます。

- 田 65万円 (10 a 当たり)
- 畑 16.3万円 (10 a 当たり)

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周りの農地で負わなければならないので、少しでも組合員皆さまの負担を軽減させるための措置です。農地の転用手続きと一緒に支払いただきます。

賦課内訳書の同封と内容の確認について

平成20年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点や、ご不明な点等ございましたら、出張所までお問い合わせください。

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合は、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

申請様式のダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みの際の申請様式がホームページ上からダウンロードできるようになりました。いったん印刷の上、必要事項を記入いただいても構いませんし、パソコン上で入力してから印刷いただいても構いません。

ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付も要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は出張所へお問い合わせください。

〈HPアドレス〉 <http://www.kamedagou.jp/download/sinseisyo.html>

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄されます。毎年6月には亀田郷一斉清掃ということで、組合員の皆さまからご協力いただき清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。

不法投棄は立派な犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や土地改良区本部、各出張所までご一報ください。

なお、これは、昨年一年間における不法投棄の一例です。



大石排水路



小阿賀用水路



清五郎排水路



丸山排水路